（保険持株会社に係る合併の認可の申請）

第二百十条の十二　保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

［七～十七　略］

2　［略］

（保険持株会社に係る会社分割の認可の申請）

第二百十条の十二の三　保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

［六～十六　略］

2　［略］

（保険持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請）

第二百十条の十三　保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

［五～十一　略］

2　［略］

（届出事項）

第二百十条の十四　［略］

2　法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～四　略］

四の二　第二百十条の六の四第二項に規定する業務を行おうとする場合

五　保険持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第二百十条の九第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合（法第二百七十一条の三十二第二項第三号の規定により届出をしなければならないとされるものを除く。）

（保険持株会社に係る合併の認可の申請）

第二百十条の十二　［同上］

［一～五　同上］

六　当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

［七～十七　同上］

2　［同上］

（保険持株会社に係る会社分割の認可の申請）

第二百十条の十二の三　［同上］

［一～四　同上］

五　当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

［六～十六　同上］

2　［同上］

（保険持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請）

第二百十条の十三　［同上］

［一～三　同上］

四　当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

［五～十一　同上］

2　［同上］

（届出事項）

第二百十条の十四　［同上］

2　［同上］

［一～四　同上］

［号を加える。］

五　保険持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第二百十条の九第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第二百七十一条の三十二第二項第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合